

令和3年8月30日

教職員各位

学校法人東北医科薬科大学

理事長 高柳元明

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

宮城県において、「緊急事態宣言」が令和3年8月27日から9月12日までの間、適用されました。最近の感染者数に占める若年層の割合の増加、感染性などの高い可能性が指摘される変異株の拡散状況を踏まえ、本法人としては最大限の危機感を持って感染防止対策に取り組む必要があります。

つきましては、宮城県から業務継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務抑制と学生に対する20時以降の不要不急の外出自粛を求めるよう協力依頼がありましたので、「緊急事態宣言」期間中、教育・研究等業務につきまして極力20時まで終了するよう特段のご協力をお願いいたします。

なお、感染再拡大防止のため、下記の対策を一層徹底されるよう重ねてお願いいたします。

【感染防止対策】

●毎日の健康管理（体温測定・報告）

●3密（密閉、密集、密接）の回避

●県外への不要不急の移動自粛

※「緊急事態宣言」地域及び「まん延防止等重点措置」地域との往来は延期・自粛すること。

●マスクの適切な着用（呼吸器症状がなくても常時着用すること）

●こまめな手洗い・手指消毒の実施

以上